



佐賀県公報

平成17年
12月21日
(水曜日)
第 12697号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- ◎化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正 (六二四・生活衛生課) 一
- ◎指定水防管理団体の指定の一部改正 (六二五・河川砂防課) 一
- ◎保安林予定森林 (六二六・森林整備課) 一
- ◎道路の区域の変更 (六二七・道路課) 二
- ◎道路の供用開始 (六二八・) 二
- ◎道路の区域の変更 (六二九・) 三
- ◎道路の供用開始 (六三〇・) 三
- ◎総合連携システム等運用管理に係る機器等の借入れに係る一般競争入札 (情報・業務改革課) 四
- ◎第三十五期佐賀県労働委員会労働者委員の欠員補充の手續 (労働課) 五
- ◎西多久地区平山換地区換地計画 (農地整備課) 七
- ◎西多久地区山口換地区換地計画 () 七
- ◎西多久地区谷換地区換地計画 () 七
- ◎上場Ⅳ期地区寺の上換地区換地計画 () 七
- ◎唐津港港湾計画の変更の概要 (港湾課) 八
- ◎選挙管理委員会事項 (告示・六六) 一〇
- ◎選挙管理委員会の招集 (告示・六六) 一〇

告示

◎佐賀県告示第六百二十四号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 嬉野市

嬉野町温泉区 嬉野町大字下宿字籠原、大字下野字三本杉及び字一本榎並びに大字岩屋川内字堂ノ下、字山ノ下及び字桜ノ元

◎佐賀県告示第六百二十五号

指定水防管理団体の指定(昭和四十三年佐賀県告示第三百一十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

「小城市」の下に「嬉野市」を加え、「諸富町」、「大和町」及び「塩田町、嬉野町」を削る。

◎佐賀県告示第六百二十六号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

唐津市巖木町天川字麦宮一九七六の一四

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

- 武雄市西川登町大字神六字松尾二七六〇三の三、二七六〇四の一、二七六〇四の五、二七六〇四の六、二七六〇五(次の図に示す部分に限る。)、二七六三三の二、二七六三三の五、二七六四一の七、二七六四三、二七六四七、二七六四八

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀

県県土づくり本部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

●佐賀県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 二六四号	神埼郡千代田町大字境原字七本 松七二六番二地先から 神埼郡千代田町大字境原字四本 松三二八番一地先まで	神埼郡千代田町大字境原字七本 松七二六番二地先から 神埼郡千代田町大字境原字四本 松三二八番一地先まで
	神埼郡千代田町大字境原字七本 松七二六番二地先から 神埼郡千代田町大字境原字四本 松三二八番一地先まで	神埼郡千代田町大字境原字七本 松七二六番二地先から 神埼郡千代田町大字境原字四本 松三二八番一地先まで
	前	後
	幅員 メートル 九・九	幅員 メートル 一四・〇 九・四 一・九
	延長 メートル 一八五・三	延長 メートル 一八五・三

●佐賀県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月

二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六四号	神埼郡千代田町大字境原字七本松七二六番二地 先から 神埼郡千代田町大字境原字四本松三三八番一地 先まで	平成一七・一二・二一

●佐賀県告示第六百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員 メートル

一般国道 三八五号	神埼郡千代田町大字下板字東二の坪八二番一地先から 神埼郡三田川町大字箱川字松本一四一二番二地先まで	三八・七 一四・一	延長 メートル 一、五四八・九
	神埼郡千代田町大字下板字東二の坪八二番五地先から 神埼郡三田川町大字田手字二の角三七六番一地先まで	七・二	

●佐賀県告示第六百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月二十一日から平成十八年一月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神埼郡千代田町大字下板字東二の坪八二番一地 先から 神埼郡三田川町大字箱川字松本一四一二番二地 先まで	平成一七・一二・二一

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月21日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 迎 出

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 統合連携システム等運用管理に係る機器（ノートパソコン）等 1式

(2) 借入期間 契約締結の日から5年間（60か月）

(3) 納入場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課（本館2階）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格及び条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(4) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

(5) 機器のセットアップ（設置・設定等を含む。）及びソフトウェアのインストール、ネットワーク環境設定作業等ができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 業務改革担当（本館2階）

電話 0952-25-7035

(2) 入札説明書の交付方法

平成17年12月21日（水）から27日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法

(1)の場所に12月28日（水）10時30分までに持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、12月27日（火）までに必着のこと。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年12月28日（水）11時

佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県庁新行政棟6階61号会議室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号

<p>の規定により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>(2) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p> <p>(4) 落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。 なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 詳細は入札説明書による</p> <p>佐賀県労働委員会の第35期労働者委員 諸泉定次の辞任に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠の労働者委員の候補者の推薦を求めることとし、推薦に係る手続きを次のように定めたので公告します。</p>	<p>平成17年12月21日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 推薦に係る提出書類 (1) 推薦書（様式） (2) 被推薦者の履歴書 (3) 佐賀県労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書 (4) 推薦に係る労働組合が労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の佐賀県労働委員会の証明書</p> <p>2 推薦に係る書類の提出期限 平成18年1月23日</p> <p>3 推薦に係る書類の提出先 佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）</p>
--	--

様式

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

労働組合名

代表者氏名

印

佐賀県労働委員会の労働者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県労働委員会の委員の候補者の求めに応じ、労働者委員候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

注1 推薦資格を有する労働者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しないものであること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区平山換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成17年12月21日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区平山換地区の換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年12月22日から平成18年1月26日まで</p> <p>3 縦覧の場所 多久市役所</p>	<p>多久市役所</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区谷換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成17年12月21日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区谷換地区の換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年12月22日から平成18年1月26日まで</p> <p>3 縦覧の場所 多久市役所</p>
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区山口換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成17年12月21日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（中山間地域総合整備）西多久地区山口換地区の換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年12月22日から平成18年1月26日まで</p> <p>3 縦覧の場所</p>	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区寺の上換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成17年12月21日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅳ期地区寺の上換地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年12月22日から平成18年1月26日まで</p>

3 縦覧の場所
玄海町役場

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、唐津港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成17年12月21日

唐津港湾管理者 佐賀県

代表者 佐賀県知事 古川 康

1 港湾計画の変更の概要

昭和63年10月14日付け佐賀県公報第10104号によりその概要を公告した唐津港湾計画について、平成30年代前半における取扱貨物量を450万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

イ 航路

地区名	名称	水深 (メートル)	幅員 (メートル)
東港	東港航路	9.0	190～390

ロ 泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
東港	9.0	4

(2) 外郭施設計画

防波堤

地区名	名称	延長 (メートル)	備考
東港	東港東防波堤	140	既設100メートル撤去

(3) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深 (メートル)	バース数	用途
東港	公共用	9.0	1バース	ロール・オン/ロール・オフ船用
		7.5	2バース	漁船用
		6.5	1バース	漁船用
水産ふ頭	公共用	4.5	3バース	漁船用

(4) 臨港交通施設計画

道路

名称	起点	終点	車線数
二夕子東線	二夕子船だまり	臨港道路二夕子線	2
二夕子西線	臨港道路二夕子線	臨港道路大島線	2
水産ふ頭線	臨港道路大島線	臨港道路二夕子線	2
水産ふ頭西線	臨港道路大島線	水産ふ頭	2

(5) 港湾環境整備施設計画

イ 海浜

地区名	延長 (メートル)
妙見	540

ロ 緑地

地区名	面積 (ヘクタール)
西ノ浜	4
大島	1
水産ふ頭	1
妙見	1

(6) 土地造成計画

地区名	面積 (ヘクタール)

西ノ浜	1
二夕子	1

(7) 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
東ノ浜	1 1	ふ頭用地 交通機能用地
西ノ浜	4 2	緑地 レクリエーション施設用地
二夕子	2 11 23 4	ふ頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地
東港	7 2 5	ふ頭用地 交通機能用地 緑地
大島	3 1 1 6 1	ふ頭用地 港湾関連用地 交通機能用地 危険物取扱施設用地 緑地
水産ふ頭	2 12 5 2 2	ふ頭用地 港湾関連用地 工業用地 交通機能用地 緑地
妙見	16 28 3 5 1	ふ頭用地 工業用地 交通機能用地 緑地 その他緑地
佐志	10 1 1 8	都市機能用地 交通機能用地 緑地

(8) その他の計画

イ 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
西ノ浜	小型さん橋1基
二夕子	防波堤370メートル、小型さん橋2基、船揚場20メートル
東港	防波堤30メートル、小型さん橋2基(うち1基移設)

ロ 浮りナ計画

地区名	港湾施設
西ノ浜	船揚場85メートル(うち35メートル既設)

ハ 自然的環境整備・保全ゾーン

東ノ浜地区、西ノ浜地区、西ノ浜地区(鳥島)、妙見地区

(9) その他の重要事項の計画

イ 大規模地震対策施設計画

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深 (メートル)	バース数	用途
東港	公共用	9.0	1バース	ロール・オン/ロール・オフ船用

ふ頭用地

地区名	面積 (ヘクタール)
東港	5

緑地

地区名	面積 (ヘクタール)	備考
東港	2	工事中

道路

名称	起点	終点	車線数	備考
東港線	東港ふ頭	臨港道路二夕子線	2	既設
二夕子線	臨港道路東港線	臨港道路二夕子西線	2	既設
二夕子西線	臨港道路二夕子線	臨港道路大島線	2	
大島線	臨港道路二夕子西線	国道204号	2	既設

□ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
航路

地区名	名称	水深(メートル)	幅員(メートル)
東港	東港航路	9.0	190~390

岸壁

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
東港	公共用	9.0	1バース	ロール・オン/ロール・オフ船用

泊地

地区名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
東港	9.0	4

道路

名称	起点	終点	車線数	備考
東港線	東港ふ頭	臨港道路二夕子線	2	既設
二夕子線	臨港道路東港線	臨港道路二夕子西線	2	既設
二夕子西線	臨港道路二夕子線	臨港道路大島線	2	
大島線	臨港道路二夕子西線	国道204号	2	既設

ハ 船舶の物資補給需要等への対応

岸壁				
地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用途
水産ふ頭	公共用	4.5	4バース	漁船用

- ニ 公共ふ頭の安全かつ効率的な運営
 - ホ 船舶の適正な収容
 - ヘ 利用形態の見直しの検討が必要な区域
 - 2 港湾計画の縦覧の場所
- 佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県交通政策部港湾課

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第六十六号
選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成十七年十二月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀男

- 一 日時 平成十七年十二月二十二日 午前十一時
- 二 場所 選挙管理委員会室
- 三 議題
- (一) 佐賀市議会議員選挙に係る審査請求の受理について
- (二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月二十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷